

# 意見書案第 1 号

## 刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書

上記事項に関し、別紙のとおり意見書を提出することについて議会の議決を  
求める。

令和 5 年 3 月 2 3 日提出

提 出 者    中間市議会議員    田 口 澄 雄

賛 成 者    中間市議会議員    柴 田 芳 信

## 刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書

無実の人が有罪とされ、法の制裁を受ける冤罪事件が後を絶ちません。元ボクサーの袴田巖さんが殺人罪で死刑が確定したのち、再審開始が決定された「袴田事件」や鹿児島の大崎で義弟を殺したとして殺人罪等で有罪となり満期出所後に裁判のやり直しを求めたが、3度の再審決定がなされながらも、検察上告によって3度にわたって再審決定が取り消された「大崎事件」。

飯塚市で、幼女二人を殺したとして殺人罪等で死刑が確定し、2年後には死刑執行がなされた「飯塚事件」、その他有罪が確定したのちに裁判のやり直しである再審を求めている事例が数々あります。

しかしこうした再審を勝ち取るには非常に高いハードルがあります。

まず、事件に関する証拠は、ほとんど検察が所持・保管しています。そして現在の裁判制度では、裁判の証拠提出に、全証拠の提出義務はなく、検察が自由に選別したうえで提出することが許されているため、被告人の有罪のために働くと思われる証拠に限られることがあります。逆に被告人の無罪証明のための証拠は、検察の恣意的判断によって、提出されないこともあります。その判断は検察にあります。

また、再審が開始されても無実を証明し無罪を勝ち取るためには、もっと高いハードルがあります。それは検察の異議申し立てができることです。

「大崎事件」では、高裁でなされた再審開始決定が、検察の上告により最高裁で取り消されました。

このようなことから、刑事裁判の鉄則である「疑わしきは被告人の利益に」という「白鳥事件」での最高裁の決定に反することがまかり通っています。

無実の人が誤った裁判で有罪とされた場合に、速やかに救済されるための、再審法の改正について次の事項を求めます。

- ①検察手持ち証拠の全面開示
- ②検察官の不服申し立ての禁止
- ③再審における手続きの整備

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年3月23日

中間市議会

衆議院議長 細田 博之 様  
参議院議長 尾辻 秀久 様  
内閣総理大臣 岸田 文雄 様  
法務大臣 齋藤 健 様